

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会  
安全・安心まちづくり小委員会

安全・安心まちづくり小委員会 概要報告書  
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策  
(案)

## 目 次

1	安全で安心して暮らせるまちづくりに係る社会情勢の変化	1
	(1) 我が国の都市の取り巻く災害の特徴	1
	(2) 子供の犯罪被害の不安や高齢者・障害者の移動の円滑化への対応	3
	(3) 人口減少・超高齢者社会の到来、環境負荷の高まり	3
	(4) 安全と安心をつなぐリスク情報	5
2	安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた枠組みの構築	6
	(1) まちづくりにおける災害リスク情報の活用に係る課題	6
	(2) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の概要	6
	(3) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成の意義	7
	(4) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の活用イメージ	8
	① 都市における課題の抽出と対応策の検討	8
	② 安全で安心して暮らせるまちづくりの観点からの都市の将来像の検討	9
3	震災・水害等に強いまちづくり施策の展開	10
	(1) 震災対策	10
	① これまでの震災対策	10
	② 今後推進すべき震災対策	11
	○都市防火区画の整備	11
	○骨格となる道路等の整備	11
	○密集市街地対策	12
	○歴史的な景観を有する市街地等の対策	12
	○大規模盛土造成地対策	13
	○活断層対策等	13
	(2) 水害対策	14
	① これまでの水害対策	14
	② 今後推進すべき水害対策	16
	○市街地における浸水を防止する対策	16
	○市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策	18
	○浸水に係る災害リスク情報の活用	20
	(3) 総合的な災害対策の考え方	21
	① 災害時援護者関連施設の土砂災害に対する安全の確保	21
	② 積雪対策、克雪体制の整備	21
	③ 施策展開に当たっての留意点	22
4	市街地復興に関する事前準備	23
	○市街地復興に関する準備計画の策定	23
5	地域力による安全性の向上	24
	(1) 広がりつつある住民等地域における自助・共助の取組み	24
	(2) 今後推進すべき取組み	24
	① 人材確保に向けた工夫	24
	② 都市空間の改善に資する活動への展開	25
	③ 地域の分野横断的活動に対応した行政の体制づくり等の環境整備	25
6	今後の検討課題	26

# 1 安全で安心して暮らせるまちづくりに係る社会情勢の変化

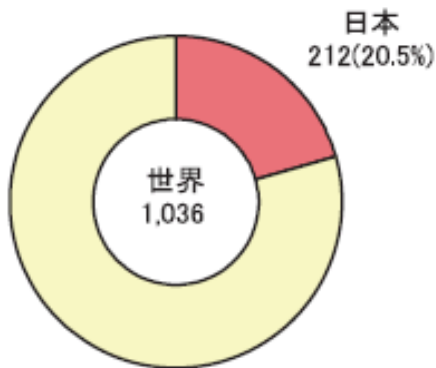
## (1) 我が国の都市の取り巻く災害の特徴

我が国は、自然的条件から地震、台風、豪雨、土砂災害、津波、火山噴火、豪雪などによる災害が発生しやすい国土。

### ① 地震が発生しやすい国土

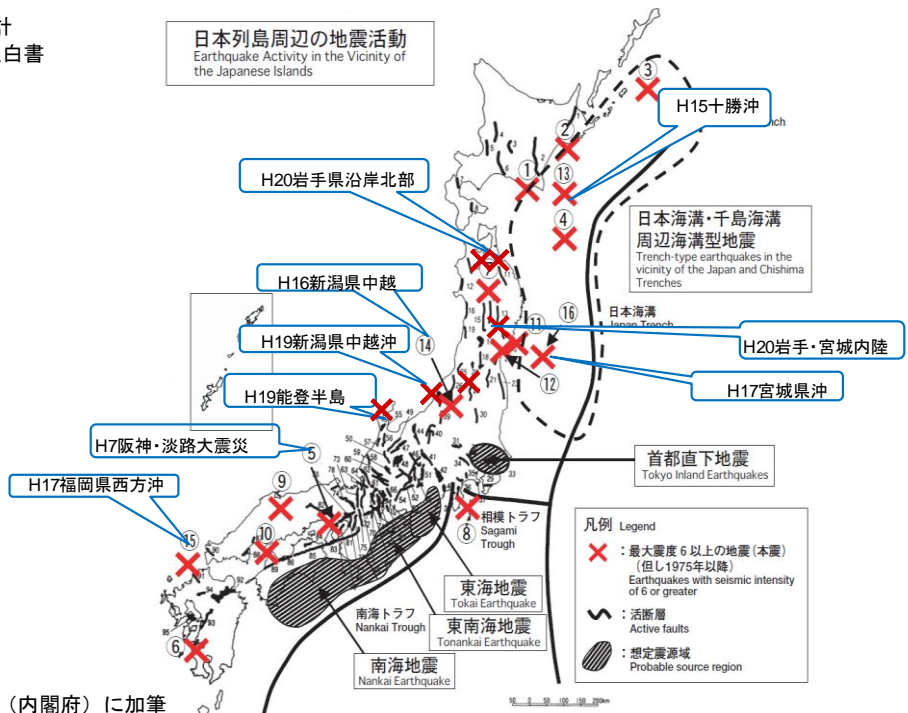
- ▶ 世界全体で発生するマグニチュード6以上の地震回数の約2割を我が国が占めるなど、世界の0.25%の国土面積に比して非常に高い。

マグニチュード6.0以上の地震回数



※2000年～2009年の合計  
出典) 平成22年度防災白書

過去30年の主な地震と予想される大規模地震の震源地



出典)「日本の災害対策」(内閣府)に加筆

近年、これまで切迫性が指摘されていなかった地域において大規模地震が発生しているほか、東海地震、東南海地震、南海地震、首都直下地震など三大都市圏が被災するような大地震が発生する切迫性が指摘されている。

## ② 頻発する浸水被害と降雨強度の増大

- ▶ 近年「ゲリラ豪雨」などとも呼ばれる局地的な大雨の頻発によって各地で中小河川の氾濫や低地の浸水による被害が多発。

### 平成20年8月末豪雨 愛知県岡崎市における被害状況

最大時間雨量 146mm (岡崎観測所)  
 死者 2名  
 床上浸水 1,110戸  
 床下浸水 2,255戸 (岡崎市HPより)



岡崎市伊賀町愛宕地区



岡崎市城北町  
写真提供) 岡崎市

### 平成20年7月28日豪雨 石川県金沢市における被害状況

最大60分雨量 138mm (芝原観測所)  
 床上浸水 507戸  
 床下浸水 1,476戸  
 (平成20年10月31日発表 石川県金沢市)

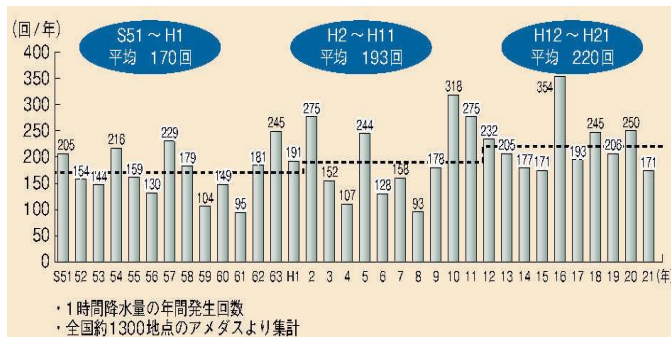


金沢市笠市町



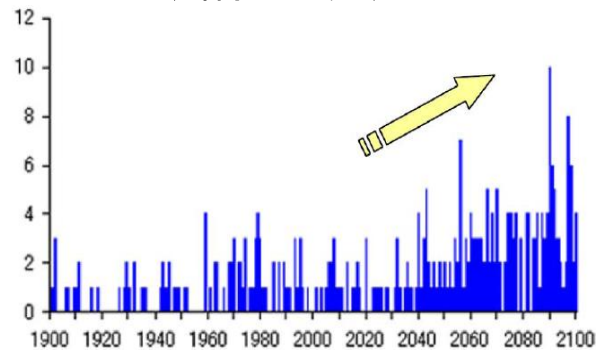
金沢市主計町  
写真提供) 石川県

### 1時間降水量 50mm以上の大雨の年間発生回数 (S51~H21)



出典) 気象庁資料より作成

### 夏季の豪雨日数の経年予測 (日降水 100mm以上)



出典) 「異常気象レポート2005」気象庁

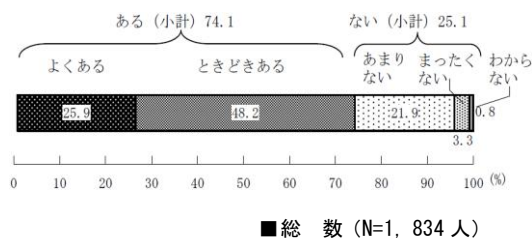
近年、1時間降水量 50mm以上の大雨の発生回数の増加傾向がみられ、  
 今後も気候変動により夏季の豪雨日数の増加が見込まれる。

## (2) 子供の犯罪被害の不安や高齢者・障害者の移動の円滑化への対応

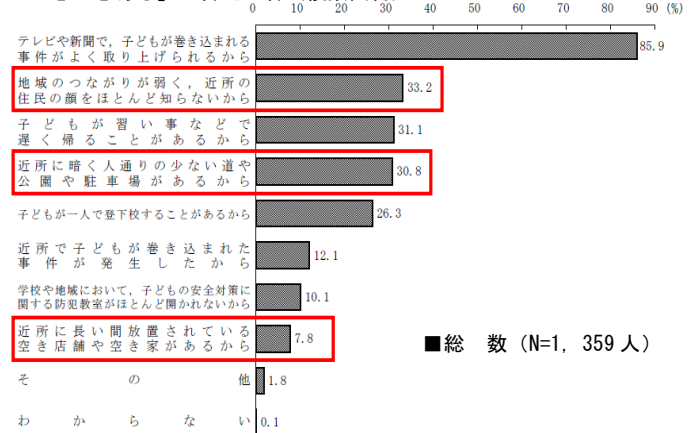
➤ 子供の犯罪被害への不安を軽減するための防犯に配慮したまちづくりやバリアフリー化による高齢者や障害者等の移動の円滑化など安全・安心な生活環境の確保等が課題。

### 子どもの犯罪被害の不安

#### 1. 子どもの犯罪被害の不安

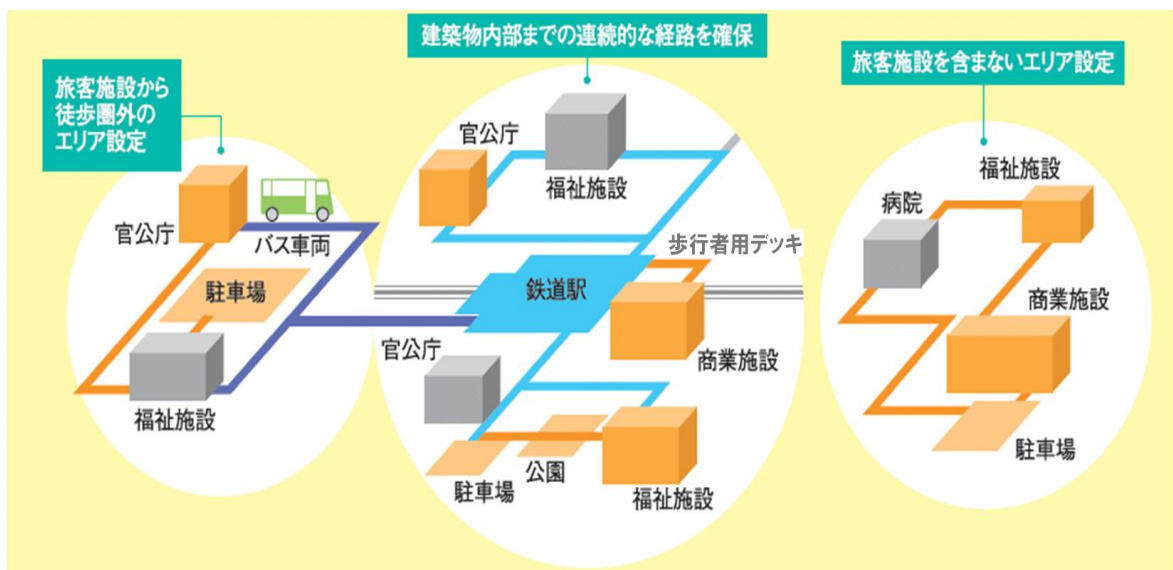


#### 2. 不安になる理由 不安になることが「よくある」、「ときどきある」と答えた者 (複数回答)



出典)「平成18年8月調査 子どもの防犯に関する特別世論調査」 内閣府

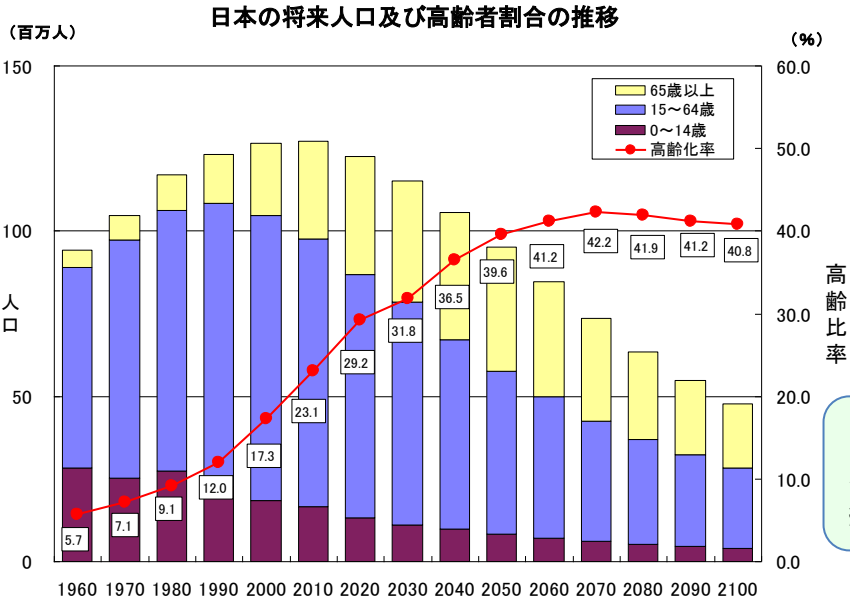
### 移動の円滑化・バリアフリー化のイメージ



出典)「バリアフリー新法の解説」 国土交通省、警察庁、総務省

### (3) 人口減少・超高齢者社会の到来、環境負荷の高まり

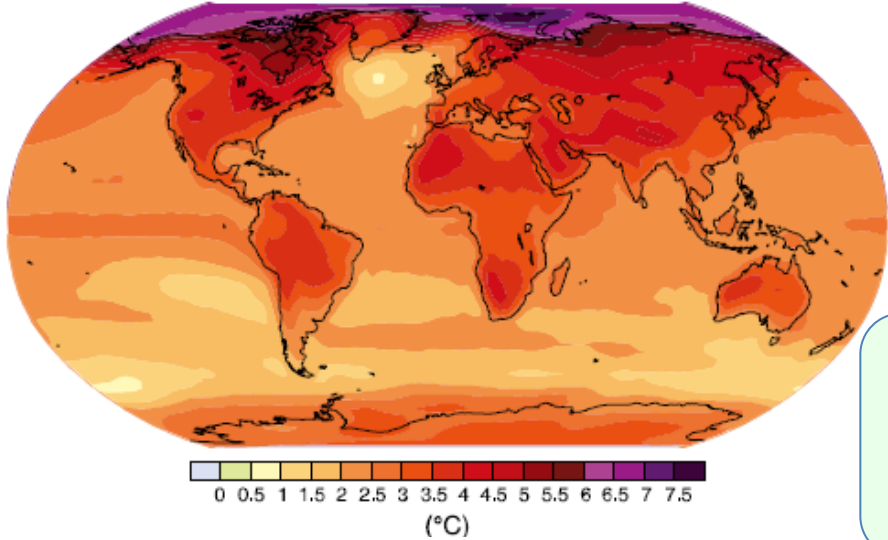
▶ まちづくりの観点からは、人口減少・超高齢社会の到来、地球環境の持続性を脅かすおそれのある環境負荷低減の必要性等の観点から「集約型都市構造」への転換等、今後の都市計画や市街地整備のあり方についても検討が進められている。



2050年には人口が1億人を割り込み、高齢化率が約40%に達する見込み。

出典) 「国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2006年12月推計) - 日本の将来推計人口(2010~2050年)、参考推計(超長期推計)(2060~2100年)」をもとに作成

### 20世紀末(1980~1999年)から21世紀末(2090~2099年)までの地上気温の変化の予測(IPCC)

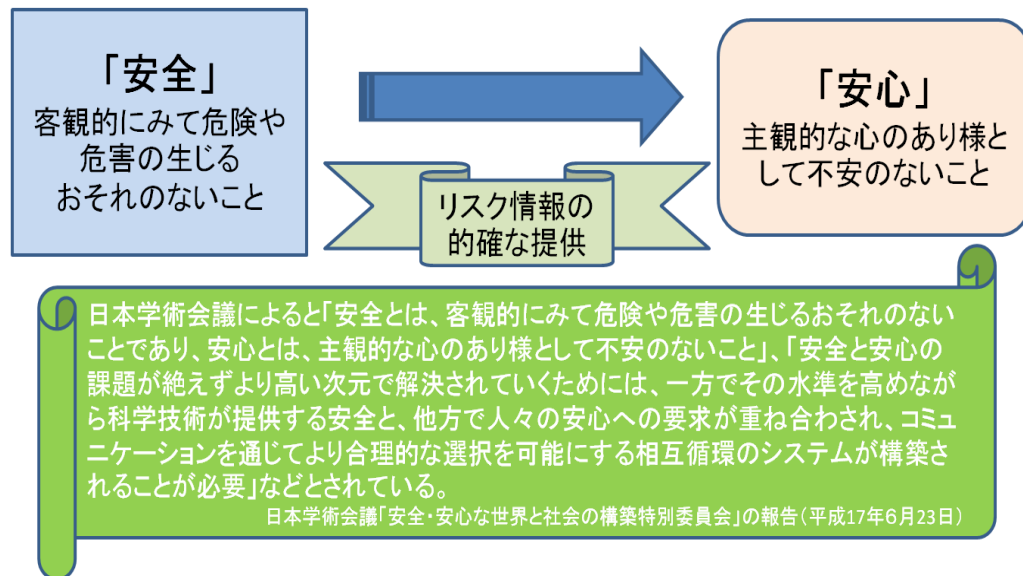


21世紀末までの世界平均気温は、二酸化炭素濃度の増加に伴って上昇し続けると予測されている。

出典) 温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」(平成21年10月) 文部科学省 気象庁 環境省

#### (4) 安全と安心をつなぐリスク情報

- ▶ 「安全で安心して暮らせるまちづくり」に当たっても、「安全」性の正しい認識の下、その向上が「安心」の確保につながるよう、行政がリスク情報を的確に提供することにより、地域、企業・住民との連携を図りつつ、それぞれの課題や特性に応じた取組みを進める必要がある。



#### ○安全・安心まちづくり小委員会の設置と検討の経緯

平成20年9月 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に  
安全・安心まちづくり小委員会を設置

平成21年6月 中間とりまとめ 「安全・安心まちづくりビジョン」

#### 安全・安心まちづくりビジョンにおける政策展開の基本的考え方

##### リスク情報の活用と連携によるまちづくり

・行政、地域、企業・住民がリスク情報を踏まえて危機意識をもち、それぞれが対応策をもって、連携して取り組むべき

##### 多様な手法の組み合わせによるまちづくり

・公共施設整備とあわせ、土地の使い方の工夫や地域力による対応など多様な手法を組み合わせ、長期的視点をもって取り組むことが重要

平成22年12月 安全・安心まちづくり小委員会報告書  
「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」

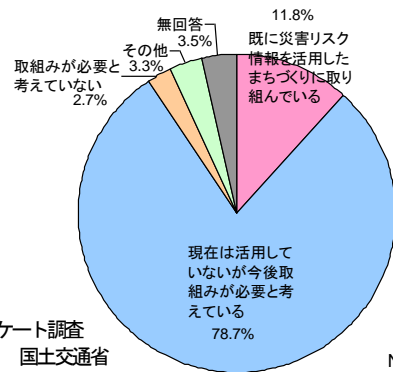
## 2 安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた枠組みの構築

### (1) まちづくりにおける災害リスク情報の活用に係る課題

- ▶ 近年の調査研究や技術開発の進展により、都市の災害リスク等に係る情報の精度は向上。
- ▶ しかしながら、現在のところ、災害リスク情報は、主に住民の防災意識の啓発や避難対策への活用が進められているが、まちづくりにおける対策の検討等に十分に活かされていない。

#### 災害リスク情報のまちづくりへの活用状況

・既に災害リスク情報を活用したまちづくりに取り組んでいる市（特別区を含む）が約1割、現在は活用していないが今後取組みを必要と考えている市が約8割となっている。



出典) 災害リスクとまちづくりに関するアンケート調査  
市及び特別区版 (平成20年12月) 国土交通省

N=602

### (2) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の概要

- ▶ 都市に関する情報と関連付けながら災害リスク情報を整備し、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」として重ね合わせ、分析した結果を可視化し、横断的・体系的に都市の課題を把握。
- ▶ 基本的には地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じた体制により、適宜、国や関係団体との連携を図りながら作成することを想定。

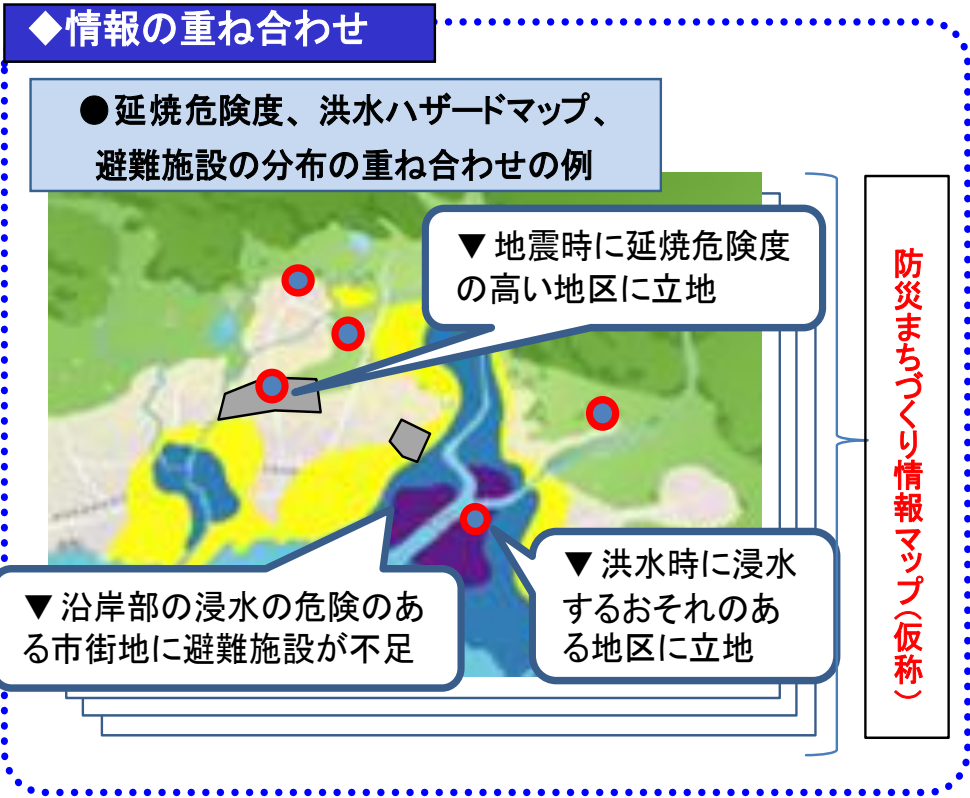




### (3) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成の意義

- 抽出された都市の課題について、関係主体の連携のもと、自助・共助・公助の取組みを総合的・体系的に推進。
- 都市レベルから地区レベルまでの広範にわたる安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するための関連施策を的確に推進するための理論的根拠として活用することや、中長期的な都市の将来像を検討する際の基礎資料とすることが可能。
- 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を地域社会で広く共有することにより、行政の施策に対する地域の理解や協力を得ることにつながることを期待される。
- 地域、企業・住民の間で幅広く活用が進むことにより、身近な地域において従来は気付かなかった防災面からみた課題を認識する契機となり、ひいては自助及び共助の取組みにつながることを期待される。

### 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」作成のイメージ



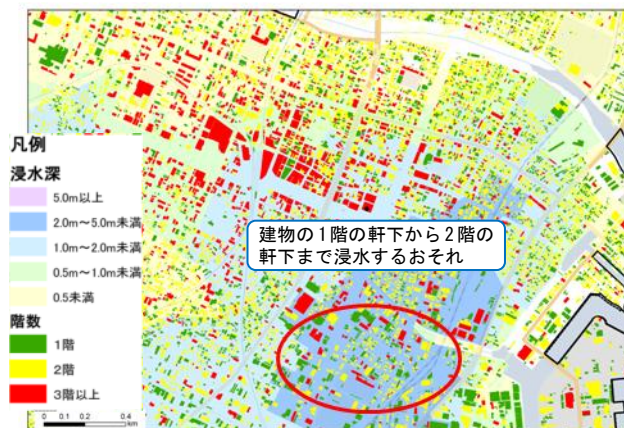
#### (4) 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の活用イメージ

##### ① 都市における課題の抽出と対応策の検討

- 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成により、災害リスク情報と都市に関する情報の重ね合わせによって防災面からみた都市の課題が抽出され、その解決に向け、有効な対応策の検討を行うことが可能。

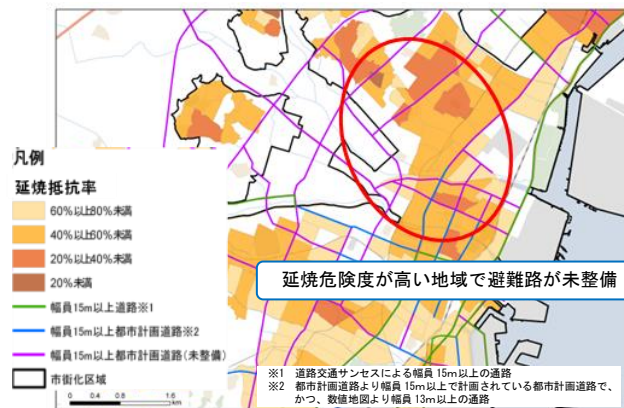
##### 都市における課題の抽出と対応策の検討の具体的なイメージ

##### 【例1】洪水に伴う浸水深に係る情報と建物の階層に係る情報との重ね合わせ



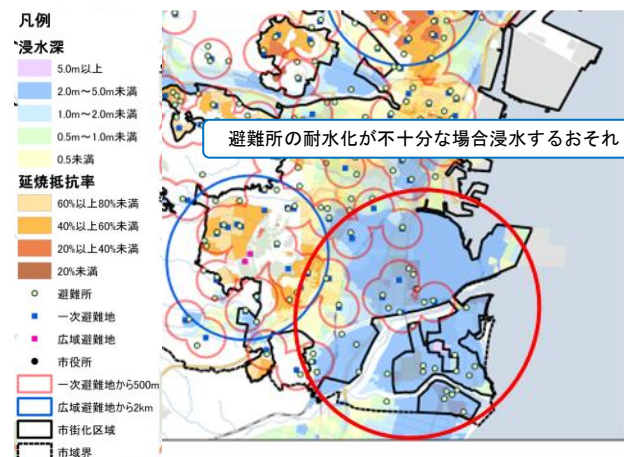
洪水時に浸水のおそれのある地区における被害を受ける可能性のある建物が抽出され、建物耐水化等の対策検討が可能。

##### 【例2】延焼危険度に係る情報と避難路機能を有する道路等の整備状況との重ね合わせ



延焼の危険性が高いにもかかわらず避難路の整備が遅れている地域が抽出され、避難路整備の優先順位の検討に用いることが可能。

##### 【例3】洪水及び地震に関する災害リスク情報と避難施設の所在に関する情報との重ね合わせ

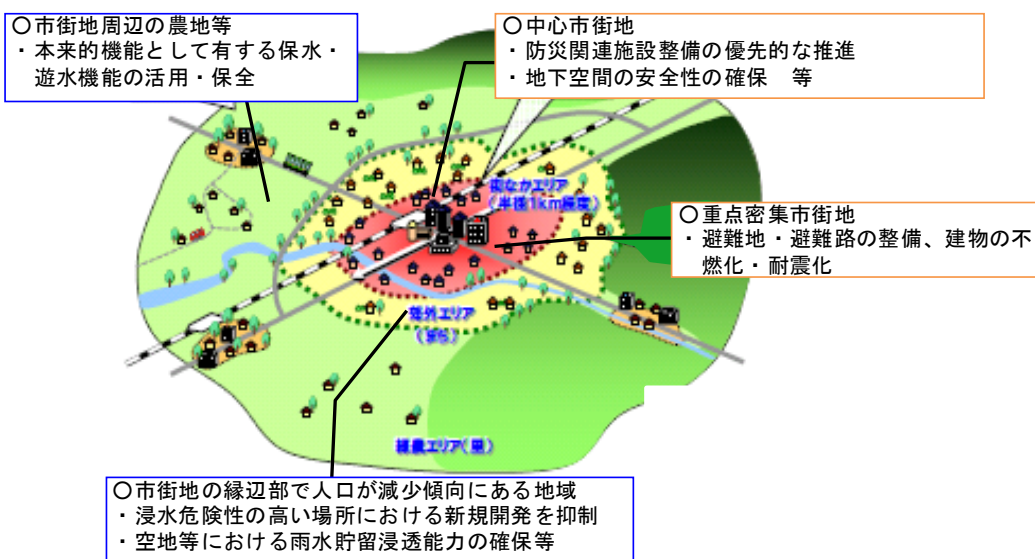


地震対策として整備された避難施設について、洪水時の浸水に対する安全性についても検証することが可能。

## ② 安全で安心して暮らせるまちづくりの観点からの都市の将来像の検討

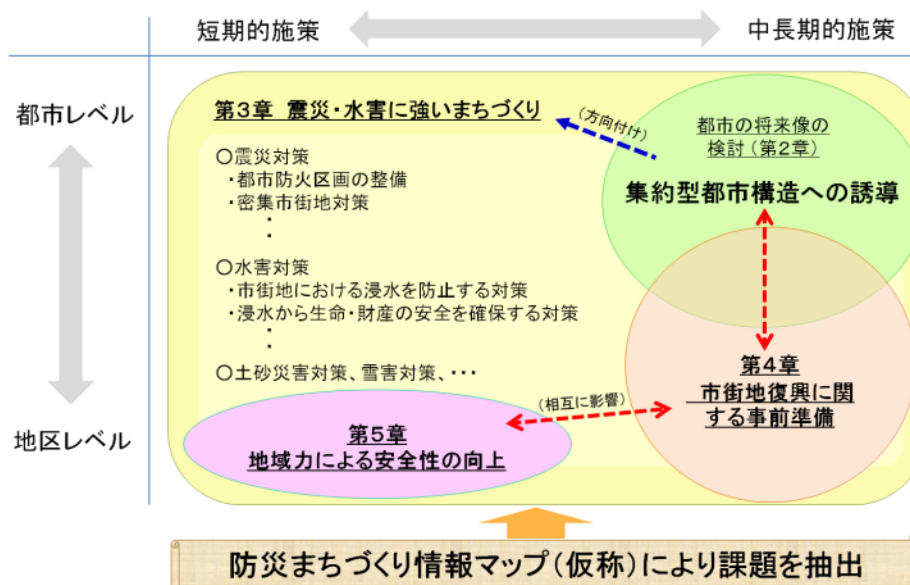
- ▶ 少子高齢化、人口減少社会に対応し、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換の動き等が見られ、社会的状況の変化を踏まえた都市の将来像を描く時期。
- ▶ 都市構造を検討する際に、安全で安心して暮らせるまちづくりという評価軸も加えて検討することにより、例えば災害リスク情報を参考にし、リスクの高いところを避けて都市機能を集約するなど、集約型都市構造への誘導等に向けた都市の将来像を展望することが可能。

安全で安心して暮らせるまちづくりを踏まえた集約型都市構造への誘導等に向けた都市の将来像を展望



出典) 国土交通省東北地方整備局「東北地方の中小都市」のコンパクトシティの提言書 掲載の概念図をもとに加筆

### (参考) 防災まちづくり情報マップ(仮称)を活用した施策展開のイメージ



### 3 震災・水害等に強いまちづくり施策の展開

#### (1) 震災対策

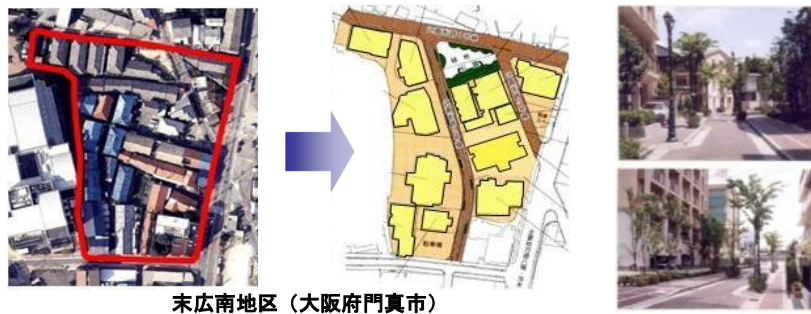
##### ① これまでの震災対策

- 都市計画道路や都市公園等の整備による避難地や避難路の整備、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面整備事業、避難路沿道の建物の不燃化、更には避難路に敷設された下水道管等の都市施設や建物の耐震化等を行い、市街地における防災性の向上に取り組んできた。

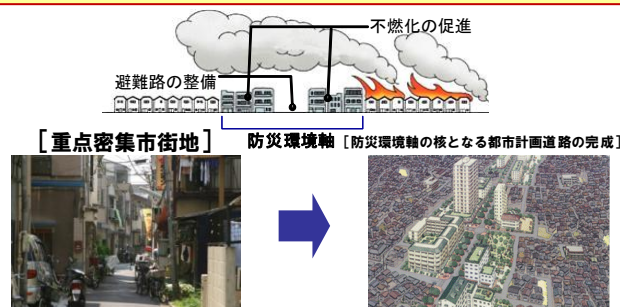
##### ～第一種市街地再開発事業～ 老朽家屋が密集した地域の防災性の向上



##### ～土地区画整理事業～ 建替えに合わせた基盤整備及び街区の再編



##### ～街路事業～ 防災環境軸の核となる都市計画道路の整備



##### ～都市防災総合推進事業～ 避難路沿道の不燃化及び細街路の拡幅整備

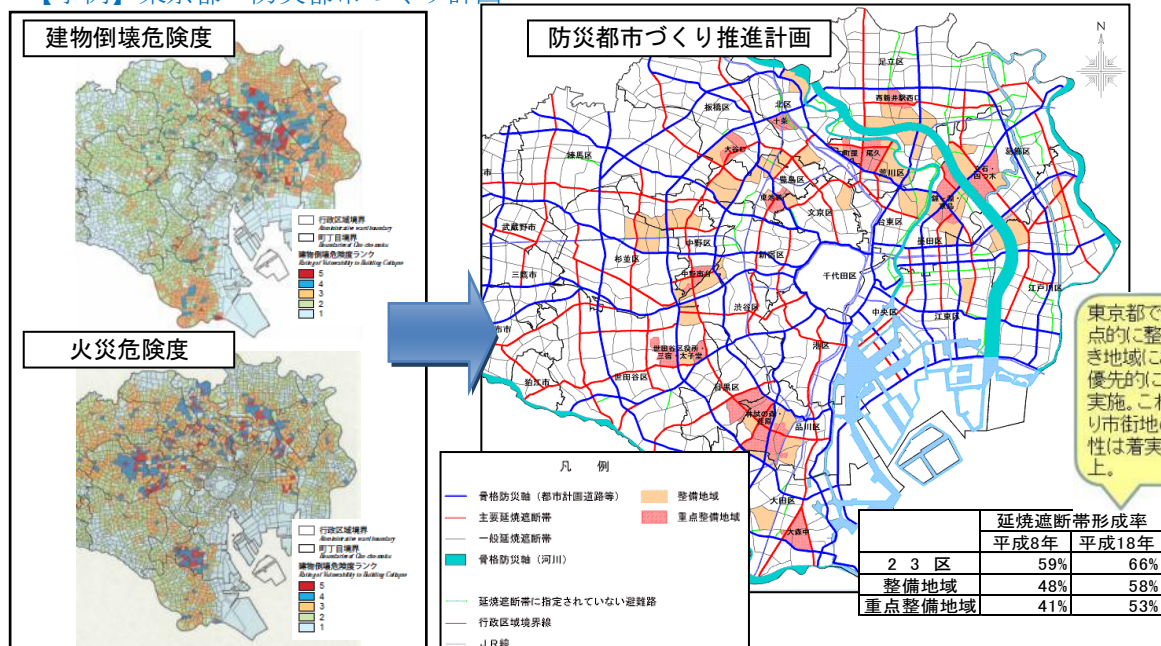


## ② 今後推進すべき震災対策

### ● 都市防火区画の整備

➤ 延焼危険度等の地区特性を把握しながら都市の安全性の将来像を描き、都市計画道路や都市公園等の避難地、避難路、延焼遮断帯の整備に優先度をつけて取り組んでいくことが重要。

【事例】東京都～防災都市づくり計画



出典)「地震に関する地域危険度測定調査(第6回)」東京都

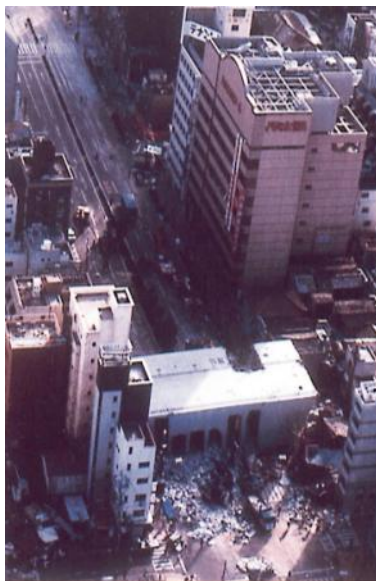
### ● 骨格となる道路等の整備

➤ 緊急輸送道路や一次避難路沿道の建物等の倒壊を防止するための対策や下水道管の耐震化等の計画的な対策の推進が重要。

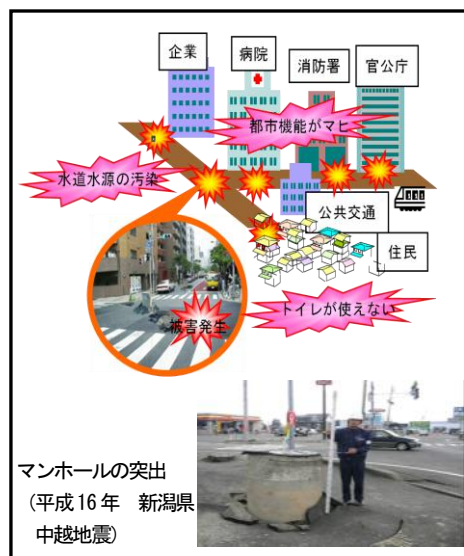
#### ○ 避難地周辺のアクセス路の確保



#### ○ 骨格となる道路の確保



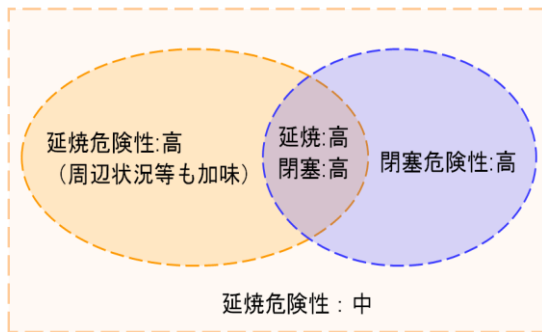
#### ○ 下水道管の耐震化による通行機能確保等



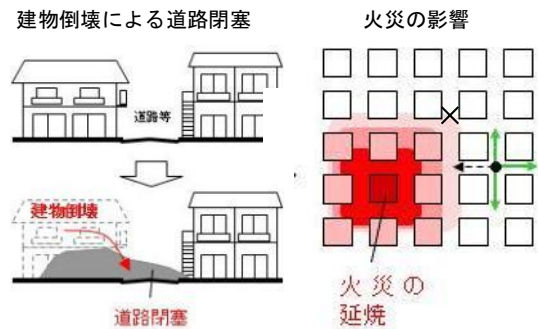
● 密集市街地対策

- 延焼危険性とあわせ、細街路の系統・連続性、幅員及び沿道建物の倒壊確率等に基づく地区内閉塞の危険性の情報も踏まえて、密集市街地対策の重点的推進を図っていく必要がある。

【今後の整備方針のイメージ】

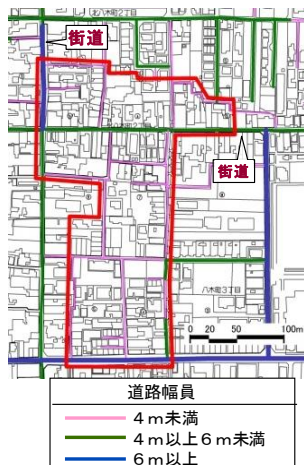


【避難を困難にする要素】



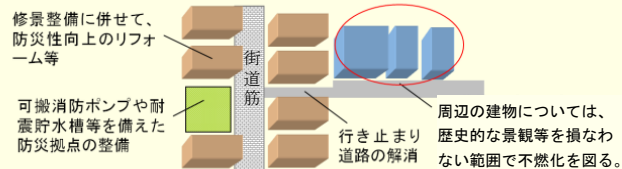
● 歴史的な景観を有する市街地等の対策

- 歴史的な景観を有する市街地等においては、建替えや道路拡幅等の対策ではこれまでに培われてきた景観やコミュニティ、文化的環境等を損なうおそれがあるため、景観等地域の特性を考慮した独自の目標設定による対策を推進していく必要がある。



取り組みのイメージ

街道に面した景観上保全すべき建物は建て替えずに、現状の景観を維持したままでの耐震化及び防火対策の推進並びに自主防災組織など地域力による防火活動の強化を図りつつ、歴史的な景観等を損なわない範囲で周辺の建物の不燃化を目指す。



● 大規模盛土造成地対策

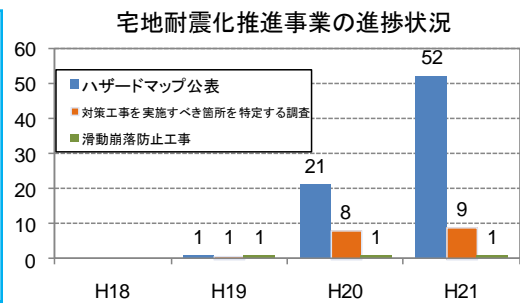
➤ ガイドラインの充実による滑動崩落の対策工事を実施すべき箇所を特定するための調査等の推進、宅地ハザードマップの公表等の促進による住民の防災意識の向上、指針等の整備による宅地耐震化推進事業の実施における住民等の円滑な合意形成の支援が必要。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などにおいて、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害が多発

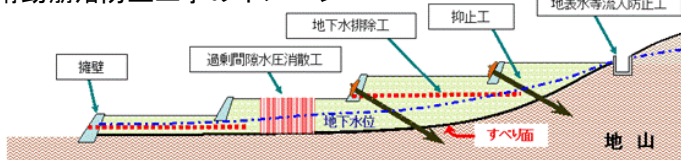


**宅地造成等規制法の一部改正 (H18)**

- 地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定。
- 新規造成における盛土の耐震性を確保する技術基準を明確化。



滑動崩落防止工事のイメージ



平成18年の制度発足以降、宅地ハザードマップの公表に比べて滑動崩落の対策工事を実施すべき箇所を特定するための調査等の進捗が十分に進んでいない。

● 活断層対策等

➤ 科学的根拠に基づき判明している活断層により地盤が変位する可能性が高い地域等においては、その直上付近では建物の構造や配置に配慮する、防災上重要な施設の立地を避けるといった被害を回避・軽減する対策が考えられる。

【事例】四日市市では、小学校の校舎建替えに際し、活断層直上の土地利用を回避している。

小学校改築工事の設計過程で活断層の存在の可能性が判明。ボーリング調査を実施した結果、活断層があることを確認。

→当初の校舎建替え計画を見直し、別の場所(運動場)に建てなおすこととし、活断層上の旧校舎2棟は取り壊し、跡地を運動場とした。



出典 鈴木康弘・渡辺満久・廣内大助・三重県(2006): 「三重県内活断層図(その1:北勢及び周辺地域)」, 三重県・国立大学法人名古屋大学共同研究「活断層の位置情報の整備に関する調査研究」成果, 三重県.

※ Google Earth, 三重県資料を基に作成

## (2) 水害対策

### ① これまでの水害対策

- ▶ 都市の浸水対策として河川や下水道の整備、津波や高潮に対して防波堤や防潮堤の整備等を行い、あわせてハザードマップの作成等による警戒避難体制の整備等に取組んできた。

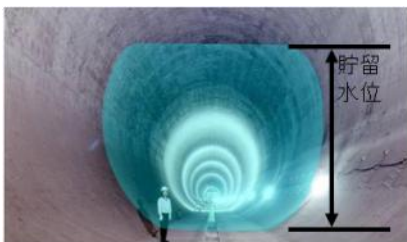
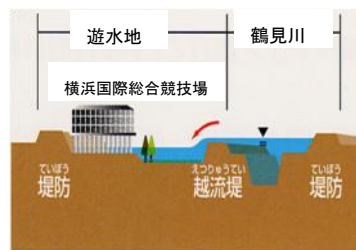
#### 河川事業



堤防の整備  
(東京都 荒川)



遊水地の整備  
(横浜市鶴見川遊水地)

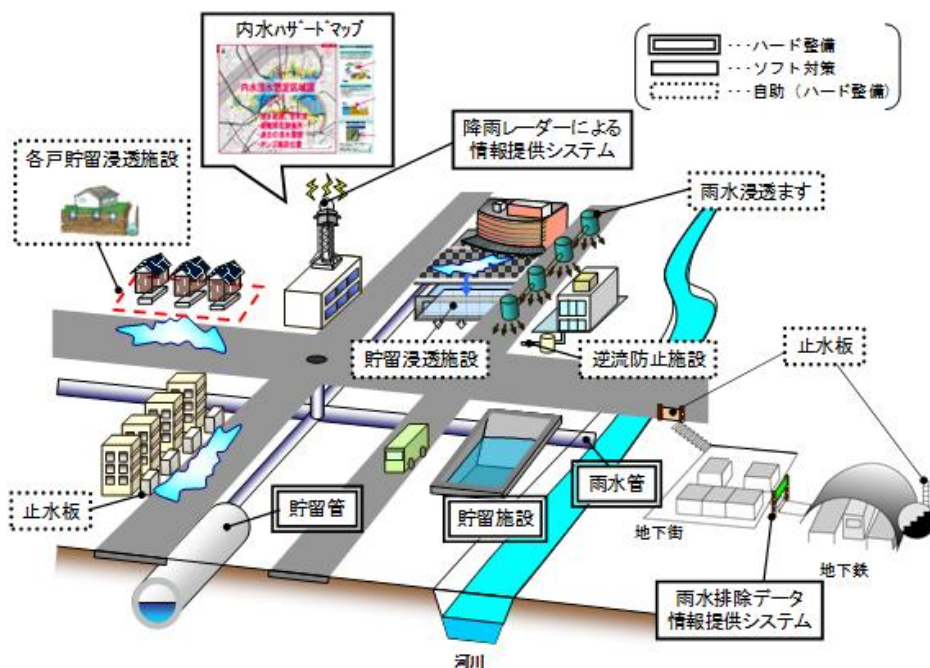


地下調節池の整備  
(東京都 環状七号線地下調節池)



XバンドMPLレーダによる観測  
(平成22年7月5日)

#### 下水道事業

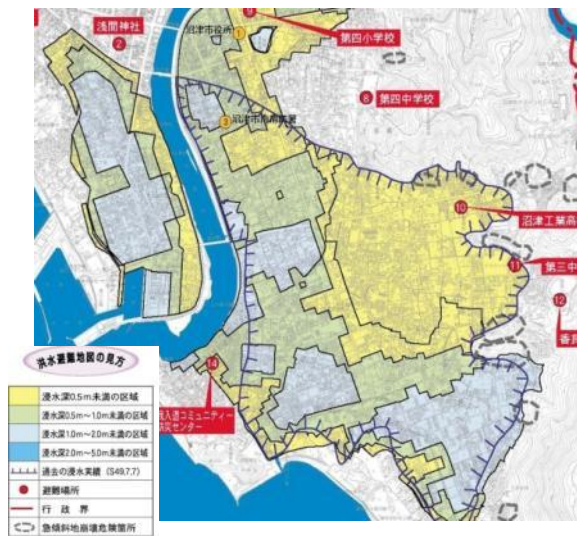




## コラム 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップについて

### 洪水ハザードマップとは

- ・水防法に基づき、市町村長（特別区を含む）が作成主体となり、河川管理者によって指定された浸水想定区域に避難情報を追加して記載したマップ。
- ・破堤、はん濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより人的被害を防ぐことを目的としている。



出典：「沼津市洪水避難地図（狩野川洪水ハザードマップ）」  
（沼津市，平成16年）

#### 氾濫解析の対象降雨

・河川整備基本方針検討対象降雨  
一級河川の場合、100年に一度程度、  
200年に一度程度等の確率で発生する規模の降雨。

#### 地図上に表示されるメッシュの大きさ等

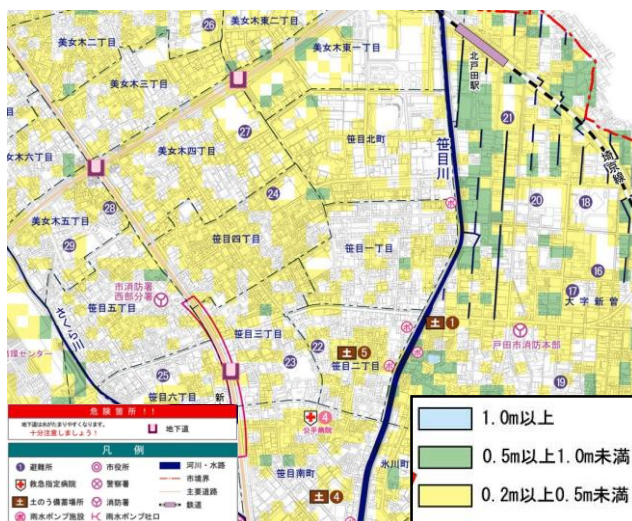
250mメッシュを基本に解析を行い、浸水深については50mメッシュでの地盤高の補正を施して地図上に表示。

#### 浸水深の表示

洪水ハザードマップ作成の手引き（国土交通省河川局治水課、平成17年6月）では、浸水深のランクの標準として、  
0～0.5m未滿、  
0.5～1.0m未滿、  
1.0～2.0m未滿、  
2.0～5.0m未滿、  
5.0m以上  
の5段階が示されている。

### 内水ハザードマップとは

- ・市町村長（特別区を含む）が作成主体となり、内水による浸水が想定される区域に避難に関する情報等を追加して記載したマップ。
- ・内水による浸水や避難に関する情報を住民に分かりやすく提供することにより、住民の自助及び共助を促し、内水による浸水被害を最小化することを目的としている。



出典：戸田市内水(浸水)ハザードマップ（戸田市，平成20年）

#### 氾濫解析の対象降雨

明確に定められておらず、設定例として既往最大降雨、他の地域での大規模な降雨、洪水ハザードマップの対象降雨などがある。

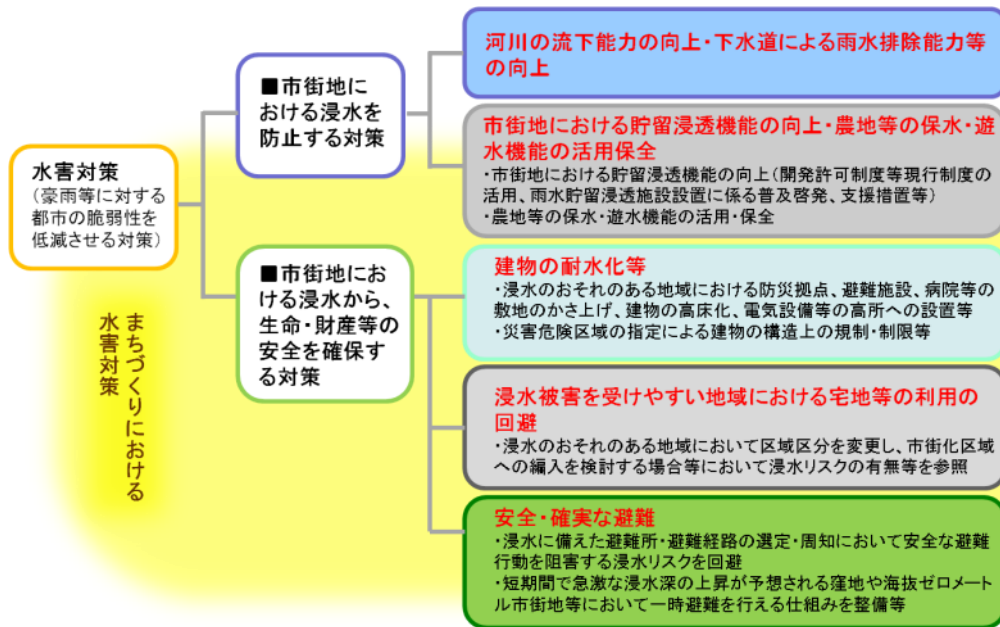
#### 浸水深の表示

内水ハザードマップ作成の手引き（国土交通省都市・地域整備局下水道部、平成21年3月）において、浸水深のランクは、  
0～20cm未滿、  
20～50cm未滿、  
50cm～1m未滿、  
1m以上  
の4段階を標準としている。

※なお、氾濫解析を行わずに、過去の浸水実績等をもとに内水ハザードマップを作成する手法もある。

## ② 今後推進すべき水害対策

▶ まちづくりにおける水害対策は、市街地における浸水を防止する対策、市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策に大別される。



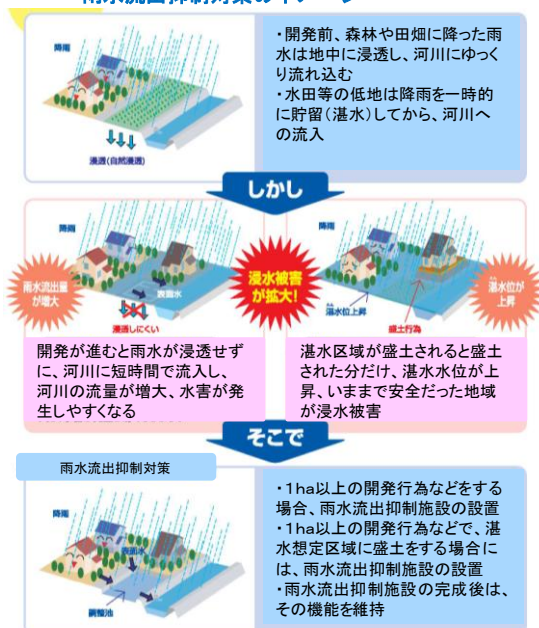
### ● 市街地における浸水を防止する対策

▶ 市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図るための保水・遊水機能の向上が求められており、まちづくりにおいても保水・遊水機能の向上を図る施策展開が求められている。

#### 《 市街地の貯留浸透機能の向上 》

#### 【事例】 埼玉県～雨水流出を抑制するための対策の推進

##### 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 ～雨水流出抑制対策のイメージ～



・埼玉県では、流域における浸水被害対策を一層推進するため、雨水流出を抑制するための条例を制定。

・実績降雨や治水施設の効果能力をもとに「湛水想定区域図」を作成し、これをもとに河川に流入する前の雨水の浸透、一時的な貯留機能の確保を推進。

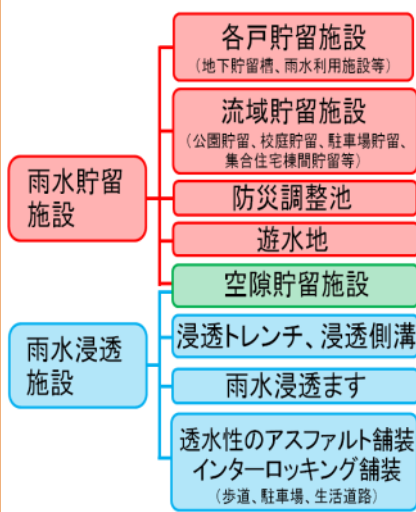
・氾濫時に湛水が想定されている土地での盛土行為は、周囲の湛水深の増大や湛水エリアの拡大等悪影響を及ぼすことから、盛土により排除する湛水相当量の調整池整備を義務づけている。

出典：埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例パンフレットに加筆

## コラム 雨水貯留浸透施設の区分と雨水浸透施設の流出抑制効果について

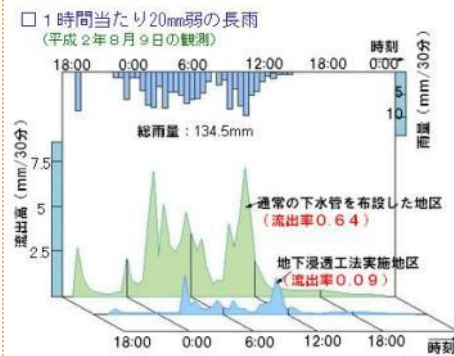
- ・雨水貯留浸透施設は雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するもの。雨水貯留施設、雨水浸透施設に大別される。
- ・雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも出来る。
- ・雨水浸透施設には、雨水浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水の涵養にも効果がある。

### 雨水貯留浸透施設の区分



(社)雨水貯留浸透技術協会資料を基に作成

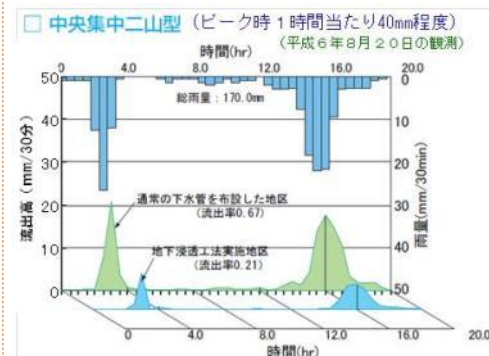
### 雨水浸透施設の流出抑制効果



・雨水浸透施設については、様々な降雨パターンに応じて河川や下水道等への流出量の低減効果が見込まれる。

○浸透施設施設数量  
(浸透工法実施地区面積：1.32ha)

- ・浸透ます：49か所
- ・浸透地トレンチ：494m
- ・浸透U字溝：143m
- ・浸透性舗装：2,404㎡



出典) 都市再生機構

## 《 農地等の保水・遊水機能の活用・保全 》

### 【事例】新潟県三条市～田んぼダムの取組み

- ・田んぼダムは水田に一時貯留し、時間をかけて下流に排水するもの。
- ・田んぼの排水口に簡単な装置を設置。この例では、畦畔の余裕高の半分程度(約15cm～20cm)の高さまで水を溜める。



排水口の装置

三条市写真提供



田んぼに15cm～20cm水を溜める 三条市写真提供

● 市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策

《 建物の耐水化等 》

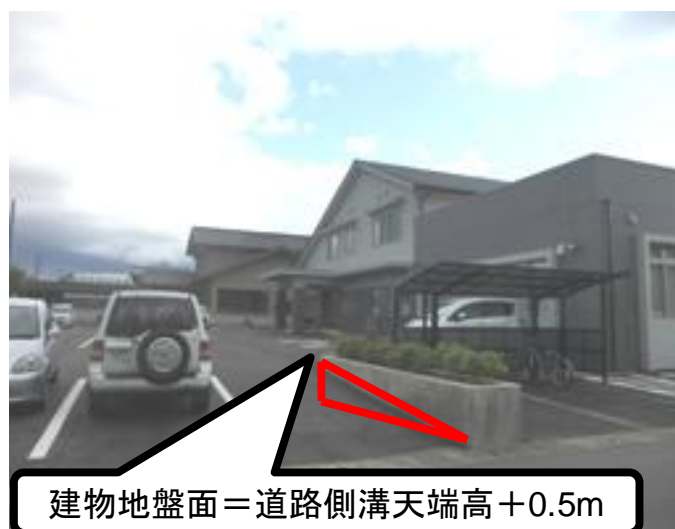
- ▶ 地方公共団体において災害時の防災拠点となる市役所等のほか避難施設、病院、警察署、消防署等の機能を維持するための耐水化対策を推進することが重要。
- ▶ 浸水による危険性が著しく高い区域における建築基準法第 39 条に規定する災害危険区域の指定による建物の構造等の制限のほか、建物の高床化等に対する助成措置等により、安全性を向上させる対策が考えられる。

【事例 1】 福井市～避難所（公民館）の敷地かさ上げ等

- ・福井市の木田公民館を老朽化等により移転。地域の防災拠点機能でもある公民館の整備にあたっては、ハザードマップで想定された浸水深（50cm 以上）に対応できるよう、宅地のかさ上げ、出入り口に止水板を設置。



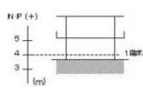
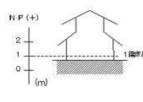
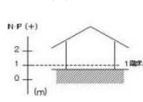
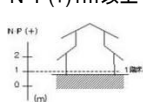
福井市浸水ハザードマップに加筆

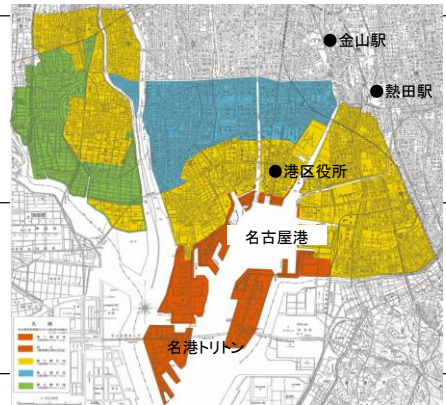


新木田公民館

【事例2】名古屋市～建築基準法第39条「災害危険区域制度」の活用

- ・名古屋市では、伊勢湾台風(昭和34年)の教訓から、昭和36年に建築基準法に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」を施行し、災害危険区域を指定。
- ・災害危険区域として4種類の臨海部防災区域を指定し、それぞれ1階の床の高さ、建築物等の用途、構造に対して一定の制限を規定。

	1階の床の高さ	構造制限	構造等の追加制限
<b>第1種区域</b> 直接高潮による危険のおそれのある区域 	N·P(+)+4m以上	木造禁止 ただし、居室を有しない建築物で延べ面積が100平方メートル以内のものについては、この限りでない。	海岸線からの距離が50メートル以内で市長が指定する区域内に住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等を建築してはならない。 ただし、次の各号に定める構造の建築物については、この限りでない。 (1) 主要構造部が、木造以外の建築物であること。 (2) 居室、病院の病室及び児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床の高さが、N·P(+)+5.5メートル以上の建築物であること。
<b>第2種区域</b> 出水による危険のおそれのある既存市街の存する区域(第3種区域を除く。) 	N·P(+)+1m以上	2階以上に居室設置 ただし、以下の①から③のいずれかの場合に緩和 ①1階の1以上の居室の床の高さがN·P(+)+3.5m以上 ②同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③延べ面積が100m <sup>2</sup> 以内のものは避難室、避難設備の設置	学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等その他のこれらに類する公共建築物を建築する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、延べ面積が100平方メートル以内の公共建築物は、この限りでない。 (1) 1階の床の高さが、N·P(+)+2メートル以上であること。 (2) 1以上の居室の床の高さが、N·P(+)+3.5メートル以上であること。ただし、床の高さがN·P(+)+3.5メートル以上である居室を有する公共建築物が同一敷地内にある場合は、この限りでない。 (3) 主要構造部が、木造以外の建築物であること。
<b>第3種区域</b> 出水による危険のおそれのある内陸部既成市街の存する区域 	N·P(+)+1m以上	なし	同上
<b>第4種区域</b> 市街化調整区域 	N·P(+)+1m以上	2階以上に居室設置 ただし、以下の①、②のいずれかの場合に緩和 ①1階の1以上の居室の床の高さがN·P(+)+3.5m以上 ②同一敷地内に2階建以上の建築物あり	同上



※名古屋市臨海部防災区域建築条例及び解説、名古屋市HPを基に作成

《 浸水被害を受けやすい地域における宅地等の利用の回避 》

- 浸水被害を受けやすい地域では、宅地等の利用を避けることが抜本的な対策となり得るなど、土地の使い方によって脆弱性が変わり、リスクの程度を減少させることが可能。



・区域区分に関する都市計画を変更し、市街化区域への編入を検討する場合等において、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られる浸水リスクの有無やその程度に関する情報を基礎情報として参照することが考えられる。

《 安全・確実な避難 》

- ▶ 発災前の事前対策として、一時避難を行えるような高台の整備や、地域レベルでの協定等により近隣の高層建築物への一時避難を行う方法などが有効。

● 浸水に係る災害リスク情報の活用

- ▶ まちづくりの観点から、更に利用しやすいような形式や内容でのハザードマップ作成部局等による情報提供を進めていくことが考えられる。

まちづくりの観点から利用しやすいような形式や内容に係る情報の例

検討内容	利用しやすいような形式や内容に係る情報
建物の更新サイクル等を踏まえた浸水対策の検討	ハザードマップで想定する単一の規模の外力以外に、建物の更新までに現実に発生し得る複数の規模の外力による浸水範囲及び浸水深に関する情報
床上浸水に備えた建物の高床化等の必要性の検討	ハザードマップにおいて表示される浸水深の区分とあわせ分析対象とする街区等に応じた最大浸水深に係る情報
浸水時に危険性の高い低地や窪地等における浸水しない避難場所や安全な避難経路等の検討	ハザードマップにおいて表示される浸水深の区分とあわせ街区等に応じた最大浸水深及び出水時において避難するための時間的余裕の有無に関する情報
個々の街区単位での規制誘導方策等に関する詳細な対策の検討	複数の規模の外力による浸水範囲、浸水深等を洪水・内水について同時に解析可能なモデルの開発・活用によって得られる情報

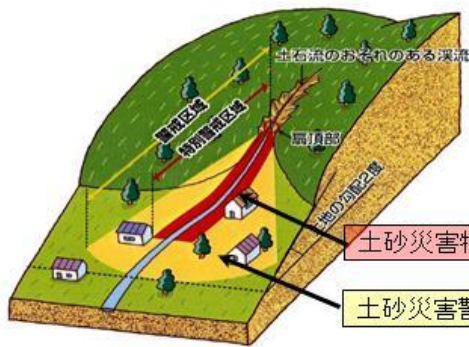
### (3) 総合的な災害対策の考え方

#### ① 災害時援護者関連施設の土砂災害に対する安全の確保

- 土砂災害のおそれのある地域のうち災害時要援護者関連施設の立地が今後見込まれる箇所における土砂災害特別警戒区域等の早期指定や、新規設置を計画する者に対する土砂災害に係る災害リスク情報の提供を行うなど、土砂災害に対する安全の確保に努める必要がある。

#### 土砂災害特別警戒区域等の早期指定等

##### 土石流への備え



##### 急傾斜地崩壊への備え



出典) 国土交通省 河川局 砂防部資料

#### ② 積雪対策、克雪体制の整備

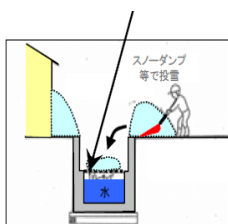
- 下水処理水の消融雪用水への活用や雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備等による積雪対策、積雪・堆雪に配慮した都市内の道路整備、冬季の地震災害時に避難所等として活用可能な屋内活動施設を備えた都市公園整備等に取り組んでいくことが必要。
- 今後、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備促進を図る必要がある。

#### 下水道による積雪対策

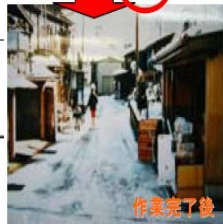
下水処理水の活用による消融雪等、下水道による積雪対策を積極的に推進。



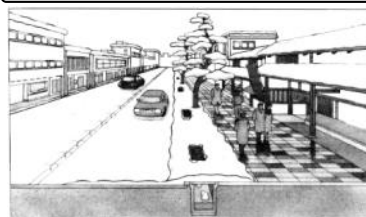
処理水による融雪



雨水排水路の活用



#### 雪に強い道づくり



道路整備に併せて消雪パイプ、流雪溝等の消融雪の整備を推進。

#### 雪に強い公園づくり

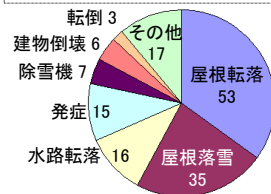


冬季においても地域住民の避難所や防災活動の拠点として機能する屋内運動施設等を備えた都市公園等の整備を推進。

#### 克雪体制整備の推進

高齢者による屋根の雪下ろし作業中の事故が多発。地域の助け合いで除雪できる体制の整備が求められる。

平成18年豪雪の雪害による犠牲者の原因別構成 (死者152名)



出典) 消防庁「今冬の雪による被害状況等」(第62報、平成18年9月25日)を基に作成



地域のボランティアによる高齢者宅の雪処理

### ③ 施策展開に当たっての留意点

- 災害リスク情報やその前提となる条件、施策実施による効果等をわかりやすく提示することにより、地域の合意形成を支援し、地域の実情に即した施策を選択することが必要。

留意点	事例
都市レベルの施策と地区レベルの施策との整合性、中長期的観点から実施すべき施策と短期的観点から講じるべき施策との整合性	「防災都市づくり計画」を策定する際に、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を活用することにより、各施策間での整合性を検証していくなどの方法が効果的。
複数の災害リスクを考慮することが必要な場合があること	大規模地震発災後の復旧・復興対策には一定期間を要することとなるが、その間に水害が発生する可能性もあるなど複数の災害リスクを考慮することが必要な場合があることに留意。
ある災害への対策を講じる際に他方の災害に係る対策実施の観点からみた整合性の確保	水害対策として市街地における雨水浸透施設の整備を検討する場合、雨水の浸透が地下水位を上昇させるおそれがあるため、大規模盛土造成地等においては震災対策の面からは悪影響を及ぼす場合がある。

- 複数の災害リスクを視野に入れた対策を検討する場合には、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を作成・分析することにより、事前の検証を行うことが可能。

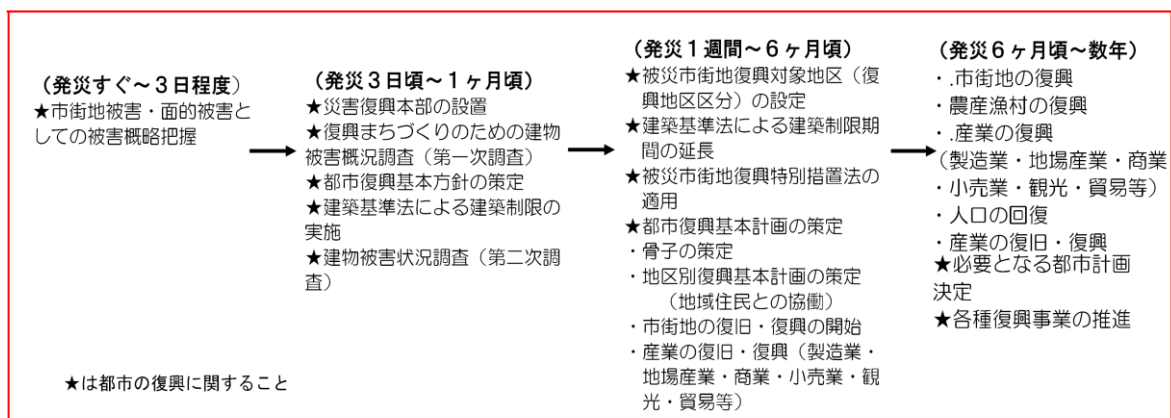


## 4 市街地復興に関する事前準備

### ●市街地復興に関する準備計画の策定

- 大規模震災の発生後に速やかに地域の復興方針を示すためには、市街地復興のための体制の整備、被害把握、復興計画の策定、合意形成などに係る基本的考え方や手順を事前に検討しておくことが重要。

### ■大規模地震後の市街地復興に関する対応のイメージ



### 大規模地震に備えて事前に準備しておくべき事項例

- 市街地復興に関する準備計画の策定、復興プロセスの理解
  - ・復興まちづくりのための建物被害概況調査
  - ・都市復興基本方針の策定
  - ・建築基準法第84条による建築制限の実施
  - ・被災市街地復興対象地区の設定
  - ・都市復興基本計画の策定
  - ・復興施策の推進 等
- 住民等の意識醸成
- 庁内の体制の検討 等

平常時から住民のまちづくりに対する理解と機運を高めていくことは、被災後の市街地の復興を円滑に進めて行く上で効果的。

住民の理解が事前に深まることにより、発災前の平常時から地区の課題解決に向けた各種事前対策の推進へと結びつくことが期待される。

## 5 地域力による安全性の向上

### (1) 広がりつつある住民等地域における自助・共助の取組み

- 安全で安心して暮らせるまちづくりには、行政による公共施設整備等の取組みとあわせ、企業や住民等地域における自助・共助の取組みが不可欠。
- このような地域力による安全性の向上の取組みとしては、防犯活動、交通安全活動の活発化や商業地区内の事業者が連携した地域の防災対策等自主的な安全・安心活動が広がりつつある。

#### 地区レベルでよく行われている交通安全に関する活動の例



### (2) 今後推進すべき取組み

#### ① 人材確保に向けた工夫

- 活動の担い手不足や担い手の高齢化に対応するため、自治会等の従来型の地域コミュニティだけでなく、まちづくりNPOや活動意欲の高い退職者などが参加しやすい環境を整え、世代間交流を図りつつ対応の実効性を高める工夫が必要。

#### 【事例】市川市～ 防犯まちづくりモデル地区事業

- ・地域と行政が防犯まちづくり検討委員会をたちあげ、「防犯まちづくり計画」を策定
- ・関係団体が地域で連携・分担しながら、継続的な防犯まちづくりに取組む

鬼高小学校周辺地区における連携・分担の例  
「防犯まちづくり計画(防犯まちづくり検討委員会策定)」に位置づけ

基本方針	取組みの内容	自治会	P T A	商店会	学校	警察	市
情報共有のためのネットワーク形成	・地域の安全点検マップづくり ・防犯灯・街路灯に関する情報共有	○ ◎	◎		◎		◎
子どもたちの見守り体制の充実	・登下校時の見守り活動の継続 ・夜間パトロール活動の継続	◎	◎		◎	○	
安全で安心な公共空間づくりの推進	・公園・駐車場の安全点検活動の推進 ・店舗オープンスペースの安全確保 ・安全で安心な公共空間づくりの普及	◎			◎		◎
快適で魅力あるまちづくりの推進	・子どもたちによる花と緑のマップづくり ・こみや落書きのないまちづくり	○ ◎	◎		◎		

※ ◎実施主体、○実施協力する主な関係主体

※ 『鬼高小学校周辺地区防犯まちづくりの提案』(鬼高小学校周辺地区防犯まちづくり検討委員会)「これからの取組み」を参考に作成

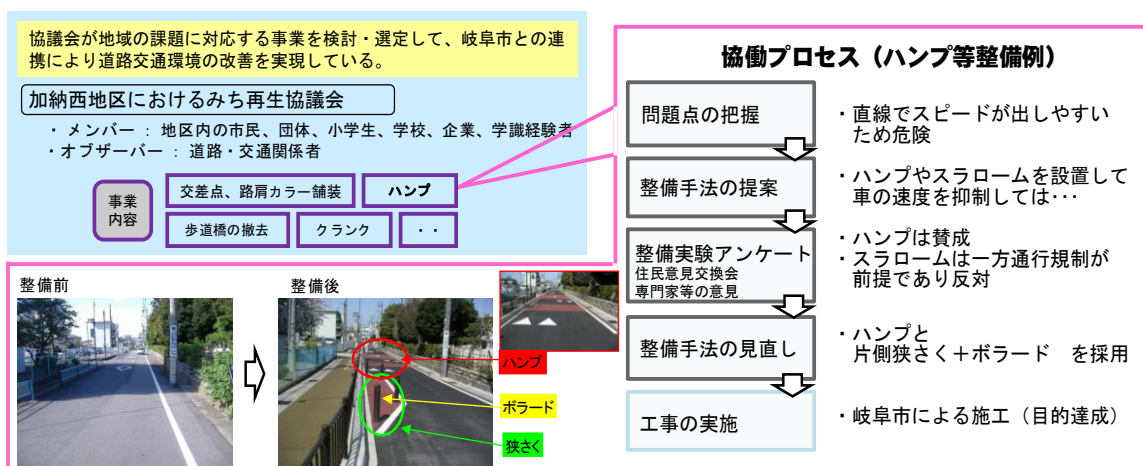
## ② 都市空間の改善に資する活動への展開

- 共有された課題の解決に向けて、住民相互の協力による防犯パトロール等のソフト施策に加え、地域と行政との適切な連携と役割分担により、地域特性に合わせた具体的な都市空間の改善へとつなげることが重要。

### 具体的な取組み例

- ・行き止まり細街路の通り抜け化や拡幅
- ・ブロック塀の生垣への変更
- ・交差点の見通しの改良
- ・地区内を通行する自動車の速度低下を促すハンプの設置
- ・歩道の段差改善
- ・身近な公園における災害応急対策の充実
- ・雨水貯留浸透施設 など

### 【事例】 岐阜市～ ゆとり・やすらぎ道空間事業



## ③ 地域の分野横断的活動に対応した行政の体制づくり等の環境整備

- 行政から地域へのリスク情報の提供に当たっては、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を活用することなどにより情報を集約してわかりやすく提供。
- 地域の活動をコーディネートする人材等の育成やまちづくり協議会や自治会等への財政的支援、地域の課題認識やまちづくり提案を行政が受け止める仕組み等の地域力が発揮しやすい環境整備が必要。

## 6 今後の検討課題

### ① 防犯、バリアフリー、交通安全等の分野の検討

今後、高齢化のさらなる進展や地域コミュニティのつながりの希薄化等を踏まえると、日常生活に密接に関連する防犯、バリアフリー、交通安全等に関する幅広い検討を進めていくことが必要。

### ② 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成・活用を担う人材育成

「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成・活用に当たっては、都市における課題と結びつけて分析できるような人材が必要。このため、国においては指針等の整備とあわせ、人材育成にも注力していくことが必要。

### ③ 様々な制度設計に向けた検討

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する手法としては、行政による事業実施、法令による規制、補助・税制・保険等の経済的手法の活用、情報提供による自助・共助の促進等の様々な可能性があり、国内外における具体的事例も含めた検討を進め、制度設計に結び付けていくことが必要。

### ④ 高度利用市街地の防災対策等の検討

ターミナル駅周辺等の各種施設が集積した高度利用市街地における発災時の円滑な避難や集合体としての安全性等、防災面からみた知見がまだ確立されていないリスクについての検討が必要。

#### （参考）国における新たな取組み等に係る事項

##### ➤ 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成支援

多くの地方公共団体で「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成や活用が進むよう、国において、作成方法を示した指針の策定や具体的な活用方法を示した事例集等を整備することが必要。

##### ➤ 「防災都市づくり計画」の改訂支援

「防災都市づくり計画」を水害対策も含めた総合的な計画へ見直すことなどが有用であり、国においては、地方公共団体が「防災都市づくり計画」の改訂を円滑に進められるよう指針等を整備することが必要。

##### ➤ その他の取組み

- ・ 災害リスク情報の構成要素に係る仕様・規格等GISデータとしての作成方法の標準化
- ・ 大規模盛土造成地に係る調査や事業を推進するための指針等の整備・充実
- ・ 市街地復興に関する準備計画の策定のためのガイドラインの作成
- ・ 地域力による安全性の向上に係る取組み事例等の収集、整理、発信